

論文（査読付）

甲午改革期の朝鮮外交

日清戦争期（1894～1895）を中心に

李穂枝

Joseon Diplomacy during the Kabo Reform Period Focusing on the Sino-Japanese War Period(1894~1895)

LEE Suji

Abstract

This paper explores the communication between the Japanese legation in Korea and the Foreign Affairs Office, responsible for Joseon's diplomacy during the Kabo Reforms while the Sino-Japanese War was ongoing. It examines how Joseon's diplomacy with Japan evolved amid heightened Japanese pressure on the Joseon government, a period when Qing mediation in diplomacy was not anticipated.

The study reveals that the Joseon government adhered to clear standards and principles in managing its foreign affairs in the face of Japanese pressure. Despite their inability to leverage the 'China card' as the Sino-Japanese War unfolded, they demonstrated a flexibility that diverged from the conventional framework.

1. はじめに

日清戦争勃発以降、朝清間の宗属関係が終わりに向かっていくなか、朝鮮はどのような外交を展開していたのか。

従来、清が朝鮮との宗属関係を基に朝鮮で影響力を発揮していた時期において、朝鮮は外交上の難題に直面すると宗属関係を適切に利用し、清の助けを借りて問題を解決する外交を展開してきた。これを「中国カード」とする。日本との関係で葛藤が生じた際に、朝鮮はこの「中国カード」を活用する場合が度々あった。一方、日本は朝鮮における清の勢力拡大を快く思わなかったものの、実際は清の斡旋、仲裁による外交懸案の解決を図った。言い換えれば、日本もやはり「中国カード」を活用して対朝鮮外交を展開してきた部分が存在するのであった。

それでは、朝鮮における清の影響力がその実効性を失った日清戦争期、日朝間の外交はどのように展開していたのか。日本が清の影響力を極力排除し、朝鮮での勢力拡大を狙う方向に外交を展開していったことは想像に難しくない。しかも、軍事力を背景にしていた駐朝鮮日本公

使の発言権は、いつにも増して強かった。「中国カード」の代わりに軍事力を背景に朝鮮に圧力をかけることができるようになったのである。

一方、朝鮮はどうだったのか。「中国カード」が有効性を失った状況で、日本の軍事力に従わなければならなかった部分もあったであろうが、内政改革の必要性を痛感していた甲午派政権は、むしろ日本の改革圧力を後ろ盾にしてこの機会に改革を断行していこうとした。

本論文は、日清戦争が進行中であったこの甲午改革期に、朝鮮の外交を担当していた外務衙門と駐朝鮮日本公使館とのやり取りを検討するものである。外交における清国の幹旋・仲介が期待できないなか、日本の朝鮮政府に対する圧力は増加していたこの時期に、朝鮮の対日外交はどのように展開していったのか。先行研究では甲午改革の内容に関するものが大部分で、日朝外交の具体的な様子についてはそれほど扱われてこなかった。

甲午改革に関しては柳永益(1990)、森山茂徳(1987、1992)、朱鎮五(1994)、王賢鐘(2003)など様々な先行研究が存在する¹。甲午改革の性格をめぐって、日本による干渉的な改革と日本を後ろ盾にした改革の対立という評価がなされており、圧力がある中で主体的な改革を目指そうとした(甲午派・開化派に焦点)との見解も存在する。思想史の分野では、外務衙門の金允植大臣に焦点を当てた金聖培(2015)と趙景達(2019)の研究がある²。この時期の対日外交の事例研究として、電信問題を扱った金ヨニの研究(2018)³や、外交機構の変化を明らかにした森万佑子(2017)⁴等の研究もある。

先行研究では、日本の軍事力に頼って東学農民軍の討伐と清国軍隊を追い出すことを依頼した朝鮮政府が、武力を押し出して朝鮮政府に圧力をかけてくる日本と「暫定合同条款」や「日朝盟約締結」の調印を余儀なくされたという側面の指摘、また、甲午改革を推進する勢力は統合されず分裂・対立しており、日本からさらなる干渉を招く状況であったものの、改革主体であった甲午派による自律性は存在したという主体的な側面も指摘されてきた。

以上の点を踏まえて、本論文ではこの時期の朝鮮外交の実態を把握するために、外務衙門と日本公使館が実際にどのような事案をめぐってやり取りを行っていたのかを中心に検討する。資料としては、韓国国史編纂委員会の韓国史データベース(『史料高宗時代史』『各司謄録』『駐韓日本公使館記録』『統陰晴史』『承政院日記』『高宗実録』)と、『大韓帝国官報』『旧韓国外交文書』『旧韓国外交関係付属文書』『日本外交文書』などを主に用いた。

本論文の構成は次の通りである。まず甲午改革期の政府機構の変化とそのなかで外交担当機構として外務衙門の官制を簡単に紹介する。それから日朝間の関係を、日朝両国人の衝突事件や、日本軍進出に伴う朝鮮人の被害に対する対応を中心に検討する。次に税関を含め外国人顧問官の招聘問題をめぐる日朝間の交渉を検討する。最後に税関業務をめぐる交渉内容を検討し、これらを通してこの時期朝鮮外交の一端を把握し、これがその後の朝鮮外交の行方どのように影響していくのかについて考えてみたい。

2. 官制改革と外務衙門

甲午改革の初期に改革を推進した最高政策決定機関は軍国機務処であった。1894年7月23

日（陰暦 6 月 25 日）、日本軍の景福宮侵入の後、興宣大院君を推戴した親日派政権が樹立すると、新政権による改革実施のため軍国機務処が設置された。総裁 1 名と副総裁 1 人、そして 20 人以下の議員による超政府的立法・政策決定機関で、総裁には金弘集が任命された。7 月 26 日（陰暦 6 月 28 日）、軍国機務処は宮内府と議政府の 2 府 8 衙門の官制を発表し、宮内府においては李載冕〔大院君の嫡子〕を宮内大臣に、議政府においては金弘集を総理大臣に任命し、各衙門の大臣等も任命して官制改革を断行した。権力の中心は議政府と 8 衙門に集中され、国王の権限は縮小された。

議政府の 8 衙門として内務衙門、外務衙門、度支衙門、法務衙門、學務衙門、工務衙門、軍務衙門、農商衙門が設置された。このなかで外交担当部署である外務衙門の官制は次の通りである。外務衙門は交渉と通商の事務を担当し、公使・領事等の官吏を監督する役割を担うこと。外務大臣 1 名、協弁 1 名と、参議が 5 名、主事が 20 名で構成されている。また、外務衙門の分局として、総務局、交渉局、通商局、翻訳局、記録局、会計局を設置し、各局に参議と主事を適宜配置した⁵。

さて、朝鮮に対し内政改革を実施するよう強く圧力をかけてきた日本側は、改革の内容についても詳細な注文を出していた。その背景には外交において、かつて朝鮮との交渉で幾度も困難に直面した経験があった。その理由は、

彼我交渉事件の起るに際し権閥の横議は常に当局者の説を左右し朝には之を是とするも夕には之を非とし、昨は之を諾するも今は之を肯せず、泛々茫々強ひて其言質を捉へて之に迫る事あるときは、忽ち当局者の辞職転任となり、竟に外国使臣をして該国政府定見の在るところを知るに迷ひ、随て信を当局者の言語に措く事能はざらしむるに至る⁶。

つまり、いざ交渉のテーブルについても、朝鮮側当局者が言を左右にしていっこうに進まず、進展を見せると当局者が解任されるなどの事態に直面した経験があった。日本側は、こうした朝鮮側の姿勢を信用できないとする立場だったのである。よって、陸奥宗光外務大臣は「向後は宜く外務当局者の職守を重くし、其一言一言は常に該国政府を代表するものたる事を明確にせざるべからず」⁷と、大鳥圭介駐朝鮮公使に注意を喚起したのである。

さらに、7 月 18 日付大鳥公使より陸奥外務大臣宛の機密信によると、日本とのやり取りには必ず袁世凱の介入があること、また日本との交渉案件について清以外も英米俄とも相談する朝鮮の動向を報告のうえ、「我表面の相手こそ朝鮮官吏なれとも其奥には種々の参謀若くは後楯とありて、我計画を妨碍するもの不少事と推測候」⁸と懸念を表していた。つまり、日本側にとっては朝鮮政府の外交チャンネルの一元化が喫緊の課題だったのである。

以上のような日本側からの強い要求もあり、外務衙門の大臣として赴任したのは金允植だった。金允植は、かつて清への留学生の引率役である領選使として清を訪問し、李鴻章と朝米条約に関する交渉をしたことがあり、以後朝鮮の外交担当者として 1887 年に失脚して流刑に至るまで外交現場の中心で活動した人物である。金允植を流刑地より再び政府に呼び戻したのは、内務部の総理大臣である金弘集や度支衙門の魚允中とともに有能な官僚であったためである。

この3人は親日派とは言えないが、日本側からの信望も高かった。金允植は1885年より朝鮮に赴任してきた袁世凱とも親しい関係であり、親清派の部類に分類されることが多いが、日本側からの信頼もあり、外務衙門の大臣に任命されたのであろう。また、大臣の下には大臣の職務を代理できる、署理大臣にあたる協弁を置いたが、この協弁に任命されたのは金嘉鎮だった。彼は親日勢力として知られており、かつて駐劔日本公使館で勤務した経歴のある人物であった。この他、外務衙門には参議と主事で構成されている⁹。

主な交渉を担当したのは大臣の金允植のようである。日記形式で書かれた彼の『統隠晴史』によると、金允植はほぼ毎日のように外務衙門に出勤しており、日本公使をはじめとする朝鮮駐在の外国公使や外交官員との交流で忙しい日々を過ごしていた。以下では主に金允植と日本公使とのやり取りを通して日朝外交の様々な側面を考察する。

3. 日本軍の進出に伴う日朝人民関連案件

『旧韓国外交文書(日案)』に日本との懸案として頻繁に登場するのは、日朝両国民の衝突事件である。当時、東学党と誤解して朝鮮人を殺傷した事件や朝鮮人が日本人を誤解して殺傷した事件が絶えず起きていた。各事件に対し、金允植外務大臣と駐朝鮮日本公使は照会文などを送受信しながら真相調査や事件処理を行っていた。また、日本軍の軍需品への提供など朝鮮側に発生する負担に関してもやり取りした記録がある。以下では『旧韓国外交文書(日案3)』より甲午改革期の初期の事例を紹介する〔日付は陰暦優先。以下特に断りがなければ同じ〕。

- ① 高宗 31 年 7 月 9 日 (西暦 1894 年 8 月 9 日)、金允植外務大臣より大鳥圭介公使宛照会には、日本軍隊が陽城県の倉庫を壊して勝手に持ち出していった大同米 402 石を返すよう要求している。
- ② 高宗 31 年 7 月 15 日 (1894 年 8 月 15 日)、金外務大臣より大鳥公使宛照会には、7 月 8 日に大鳥公使が金允植に、長生岬で日本兵が 2 名の朝鮮人暴徒を射殺したと報告した内容に対して、朝鮮側の取り調べによると、日本側の主張とは異なり、射殺された朝鮮人は暴徒ではなく、その真相を明らかにしたうえ、日本兵を徹底に懲罰することを要求している。大鳥は再調査した結果、日本側の最初の主張通りであるとの返信を 19 日に金に送るが、同時に、犠牲者 2 名の家族に見舞金を支給することも伝えた。
- ③ 高宗 31 年 7 月 29 日 (1894 年 8 月 29 日)、金外務大臣より大鳥公使宛の照会には、慶尙道宣撫使の報告を引用しつつ、日本の兵隊が嶺南を経由してソウルに向かう途中、雑役人等が村に入り弊が頗る多く、民情はますます騒ぎ乱れるので、朝鮮人の民心を安定させるために日本の公使が禁則する告示をして、沿路に掲示して知らせるよう依頼した。翌 30 日に、大鳥はその通りに告示したと返信した。
- ④ 高宗 31 年 8 月 13 日 (1894 年 9 月 12 日)、大鳥公使から金外務大臣宛の照会では、大鳥公使は可興倉の米を日本軍に融通するよう要請した。日本軍が必要とする軍糧が多いため、忠清道可興県の倉庫に保存している米 3000 石余りを該当地域の兵站司令部にすべて支給

し、米価を記録して知らせれば銀貨で送るとの内容だった。8月16日、金は可興倉の米を日本軍の軍糧に使うことを許可すると返事した。ただし、度支衙門の判断に基づき、300石を日本兵站の軍糧に送り、その値段は漢城の市価に交換するよう伝えた。

- ⑤ 高宗 31 年 9 月 9 日（1894 年 10 月 7 日）付、金は大島に、日本の兵隊が宮城の城壁を巡り宮門に入ろうとする事を禁じるように要請した。朝鮮人が驚き戸惑っていることも説明した。11日、大島は対応するとの返事を金に送った。

最後に、財政担当の度支衙門と他衙門との往復公文を記録した『公文編案』1に収録されている高宗 31 年 10 月 18 日付外務衙門の照会によると、外務衙門は、黄海道谷山で日本軍が徴発した物品の価格を、上納する税金から控除するよう度支衙門に要請した¹⁰。

以上のやり取りから、朝鮮側は日本との個別事案に関しては、東学軍でない一般民衆のために、日本軍の弊害が及ばないよう、抗議すべき事案に関しては積極的に抗議し、取り組んでいたことがわかる。また、甲午改革期の朝鮮政府は日本の武力をバックアップにして改革を進めていたものの、日本側からの要求をすべて受け入れたわけでもなかった。3千石の米を要求した日本側に、3百石のみ支給し、代価を漢城の時価で計算しようとしたことから、それを垣間見ることができる。さらに、民の負担にならないように、軍需物資に取られた分は税金から控除するような配慮も外務衙門は行っていた。このように金允植と日本側との交渉事案のなかには、日本の軍隊が朝鮮に派兵されてから様々な軍需物資を朝鮮側より提供する場合も往々生じたが、その際に朝鮮人に不利益が発生しないように取り組んでいたことが見て取れるのである。

4. 外国人顧問官の任用をめぐる日朝外交

1) 税関の外国人

日本政府は甲午改革期の最初の頃から朝鮮の内政改革を的確に実現させるために日本人顧問官を招聘することを朝鮮政府に強く勧めた。

ただし、これには幾つかの問題点が存在した。朝鮮政府にはすでに8名の外国人顧問官が朝鮮政府と契約を結んで働いていた。それに加え、清国の税関から派遣されて朝鮮の税関業務に携わっている外国人たちもいた。この外国人たちを一度に解任してすべて日本人の顧問官に替えることは列強の反発を買いやすく、容易なものではなかった。そのため「〔金允植〕外務大臣は甚た処分に相苦み居」の様子であった¹¹。

そこで大島公使は金弘集総理と金允植外務大臣に次のような提案を送った。まず朝鮮税関に雇用されている西洋人に関しては、清国税関から派遣された者はすべて解雇し、朝鮮政府に雇用された者で、留任したい者は採用すること、京城の税関総局を廃止したうえ、その事務を度支衙門の主税局に属させて主税局長が管理するようにし、別途日本人1名と西洋人1名を雇用することを提案した。また、各港の税関に雇用された外国人の中、清国より派遣された者でなければそのまま雇用すること、清国より派遣された外国人を解雇した後は、日本人と西洋人を

招聘してその欠員を補充することも提案した¹²。朝鮮と清国との関係を極力遮断しようとする日本政府の意図が窺えるのである。朝鮮側としてはかなりの圧力を感じたと推察される。

ところで、結果的に朝鮮の税関は現体制をそのまま維持することになった。税関の官員の交替もなく、当時の総税務司であったブラウン（John Mcleavy Brown・柏卓安）¹³は後に財政担当の度支衙門の顧問まで任されたのである。それには次のような要因があったと考えられる。

第一に、現実的な問題として税関業務の特殊性を取り上げることができる。上記の大鳥公使の機密信に対して陸奥外務大臣は「税関事務処理の点より申すときは今日の儘にて差支無之」と返信した。将来的には大鳥公使の提案通りに実行すべきだが、現在の状況では、上記税関業務を担当させる日本人を探すことも難しく、当分は現状維持で構わないということであった¹⁴。

確かに、朝鮮の税関業務の代役を探すことは容易ではなかったであろう。その上、第二の要因として取り上げたいのはイギリスの動向である。当時朝鮮の総税務司のブラウンはイギリス人であり、日本政府はイギリスとの関係も考慮しなければならない事情があった。朝鮮側もこの事情を認識していた。ただし、それは朝鮮にとっては日本からの圧迫に対抗できる要因ともなりえたのである。1894年10月29日の午前、大鳥公使の後任として朝鮮に赴任した井上馨公使は、イギリス総領事兼外交事務官のヒリヤー（Walter C. Hillier・禧在明）と対談した。その内容を陸奥外務大臣に報告しているが、談話のなかでヒリヤーは次のように話した。

ヒリヤア氏曰 …税関を管理するものは清国総税務使ハアト氏の部下より分派したるものにして、多くは英国人なりとす。之れを以て拙者が本国政府より受領したる所の訓令には、税関の組織を変更するは英政府の大に不快とする所なるを以て、其趣を以て当国政府に申込むべしとあり。当政府は已に此の一部は決して従来の有様を変更せざるべきを明言したる次第なり。当国税関事務長ブラウン氏は実に有為の人にて閣下の真意を知らば必ずや当国改良の事業に於ても十分閣下を補助する事を信するなり¹⁵。

つまり、朝鮮の税関には清国税関から派遣された多くのイギリス人が働いており、その組織を変更することをイギリス政府は好ましく思っていないこと、朝鮮の総税務司であるブラウンは有能な人物なので、日本にも役立つとのことであった。先ほどの陸奥外務大臣の10月11日付大鳥公使宛返信でも税関の人事は変更しない方針を伝えているが、陸奥は税関任務に充てる人員確保の困難さに加えて、イギリス側より起こり得るこのような反感についてもすでに考慮していたと推察される。

実際にイギリスの抗議は日本だけではなく朝鮮政府に向けても表明されていた。ヒリヤーの赴任の前、イギリスの総領事署理のガードナー（Celus Gardner・嘉托瑪）は9月16日（陰暦8月7日）に、「外国人顧問の偏重雇聘に対する異議」を金允植外務大臣宛に送っている。ある特定の国の外国人顧問官を招聘することは好ましくないし、朝英条約における最恵国条項にも違背するという内容だった¹⁶。この抗議に対して、金允植は、9月24日（陰暦8月25日）に、特定の一国から専ら外国人顧問官を雇用することはないはずだと返信した¹⁷。このことは後任のヒリヤー総領事にも伝わっていたのであろう。またイギリスのこのような抗議内容を考慮し

ないといけないと、金允植が日本側に伝えていた可能性も十分推測できる。

以上のような背景の下、10月24日（陰暦9月26日）に、金允植外務大臣はブラウン総税務司に空席の各税関の外国人官員補充および事務分掌・職務に対する指示公文を送った。従来の各港の事務管理や西洋官員を派遣してそれぞれ担当していた各港の職務は、変更することなく、すべて従来通りするように、との指示であった¹⁸。言い換えると、日本側の大鳥公使の最初の提案とは真逆であり、従来通りの体制を維持することであった。このように朝鮮側は、他の外国からの抗議を口実にして日本側からの難題を避けることができたのである。

2) 日本人顧問官の雇用

税関業務を担当する外国人はそのままにしておき、朝鮮政府は日本政府に顧問官の派遣を要請することとなった。だが、すべての部署を対象にしたわけではなかった。以下ではその過程を見ていくことにする。

1894年10月1日、大鳥公使は陸奥外務大臣に対して、政治顧問官の招聘について日本側が催促したこと、また軍国機務処で招聘が決議されたにも関わらず朝鮮政府がためらっている様子を報告した。さらに、

各国使臣連合して外務大臣に「貴国は若し或る一国に限り政事顧問を雇入る時は是れ独立自主を失ふものなり。我々は其次第を本国政府へ上申す可し」と云ふ恐嚇的の照会を楯に我督促を拒む口実と為し、荏苒今日に至りしが、先般陸海兩軍の勝報到着後當政府の方針漸く確定したる者歟去月二十八日を以て別紙の通り議政府外各衙門庁の顧問官共計十人を招聘したき旨外務大臣より申越候¹⁹。

とあるように、各国からの反感を口実に日本からの顧問官招聘を進めようとしなかったことが分かる²⁰。ただ、日清間の戦争で日本の勝報が伝わると、日本の要求に逆らえないと判断し、顧問官の派遣を要請したのであろう。

結局、朝鮮政府は日本人顧問官を招聘したが、日本側の意図通りすべての部署に日本人を雇ったわけではなかった。少し後の記録になるが、1895年5月19日付の井上公使より陸奥外務大臣宛の英文電信によると、日本人顧問官は宮内府と外務衙門には雇われず、それ以外には各衙門に雇用されていたことがわかる。井上は「Japanese advisers have been put into all Departments except the Royal Household and foreign affairs which were purposely left off.

（此両衙へは殊更に之を避けたる）」²¹と考えていた。宮内府と外務衙門に日本人の顧問官を雇い入れなかったのは朝鮮側の意図的な行為であったという。王室担当の宮内府は勿論のこと、「外交」に関しては日本の諮問を受けたくない、相談したくないという警戒心が窺えるのである。外務衙門の顧問官として招聘されたのはかつて朝鮮の法律顧問の米国人・グレートハウス（C.R. Greathouse・具禮）²²だった。

さらに注目には値するのは上記井上電信の後半部である。井上は、「朝鮮人は賢いから、平和が宣言されたとたんに、日本だけが自由気ままに行動することはできないことを十分に分かって

います。もし何れの党派に干渉したり圧力をかけたりすれば、彼らは必ず外国公使に助けを求めるでしょう」²³と述べている。今は日本の圧力の下で仕方なく日本の意に背かないようにしているものの、状況が変われば日本ではなく他の外国に頼るだろうという認識は、朝鮮における日本の立ち位置を物語っているものと考えられる。

甲午改革期の朝鮮にとって日本はどんな存在であったのか。金允植は、甲午改革が日本の内政干渉を含んでいることを十分承知のうえ、それでも改革は必要であるという大義に従った²⁴。とはいえ、すべて日本の言う通りに改革を進めるわけではなかった。外交においても、日本の圧力があるなかで、他の国からの不満や抗議を口実に、日本の要求を鵜呑みするのではなく、適切に対処していたのである。このような姿勢は1節でみた税関官員をめぐる問題からも確認できた。

それでは、日本は他国の機嫌をうかがうのみだったのか。もちろんそうではなかった。税関に関しても官員の交替はできなかったものの、清との関わりについては敏感に反応した。次にこの税関をめぐる日朝交渉の様子を考察する。

5. 税関業務をめぐる日朝交渉

元来、朝鮮税関は清国海関の管理下にあった。清国総税務司ハート（Robert Hart・赫徳）が朝鮮の税務司を選抜し、李鴻章の承認を受けて任命していた。だが、日清戦争勃発以降、日本政府は朝鮮税関と清国海関との関係を断絶させ、清国から派遣された外国人の職員を全員解雇し、1～2名の外国人を雇用して日本人と朝鮮人の指揮下に置く案を提案した²⁵。しかし、前述した通り、結果的には金允植とブラウンは現体制を維持させ、朝鮮側は総税務司に税関運営に必要な全権を与えることにした。

日本政府は清国政府より派遣された外国人は「到底此儘に従事せしめ難く」²⁶、彼らを「将来永久に同様の性質を以て雇置候事は不得策」²⁷であると考えていたが、当分はそれが実現できない状況であったため、別の理由で税関業務について容喙するなどして、清との関係を断絶させようとした。以下幾つかの史料を紹介する。

第一に、朝鮮税関の冊子発行についてである。

1895年1月14日（陰暦1894年12月19日）、井上公使は金允植外務大臣宛に清国総税務司に貿易冊を報告する慣例を即時廃止することを要求する照会文を送った。かつて朝鮮の釜山・仁川・元山の3港の税関は3か月ごとに、また毎年、貿易冊を作成して清国の総税務司に報告する慣例があった。井上は、日清戦争が起きている今も前例に従い貿易冊を作成して清国に報告していることを知り、「貴国〔朝鮮〕の税関が清国に隷属していること」だと批判し、この慣例をすぐ廃止するよう要求した²⁸。

これに対して金允植はその翌日の陰暦12月20日と21日にブラウン総税務司宛に公文を送った。その内容は井上公使の指摘を受け入れて、これから貿易冊を清の海関に送らないように指示するものであった²⁹。

その後、金允植は1895年2月2日（陰暦1月8日）に井上公使に次のような返信を送った。

調査によりますと、朝鮮の3つの税関の貿易数値〔数値〕は、毎季節に決算を行い、また毎年の終わりに数値〔数値〕と状況をまとめて冊を作り、英文を漢文に訳し、刊行・印刷していました。上海の冊子を作るところに頼んで代理刊行・印刷したうえ、それを各国の官吏と商人がすべて閲覧できるようにし、朝鮮の通商と貿易の状況をあまねく知らせただけでした。朝鮮の税関は自主であり、税権も自主的に運用してきました。他国に隷属した形跡は無く、報告することなど不可能であります³⁰。

上記のように、金允植は朝鮮の税関が清に隷属していたという井上の指摘に対して、そうではないと抗弁した。これに対して井上は、清国の各港貿易年報の最後の部分に、朝鮮の3港の貿易年報が付録として載っていると指摘し、もし本当に刊行・印刷のためだけに上海に送るのであれば、清国が朝鮮の承諾無しに剽窃して刊行・印刷したことになり、なぜそれについて抗議しないのか、朝鮮が自ら税関の自主権を認めていたとしても、他の国からみると、これは朝鮮の税関が清国に隷属しているように映るのではないかと言いつけた。井上公使の反駁に対し金允植は、日本側の主張に一理あると判断し、ブラウン総税務司に今後上海で貿易冊子を刊行・印刷することを廃止し、他のところで刊行・印刷を依頼するよう指示したのである。

第二に、税関業務の時間延長要求をめぐる日本側とのやり取りを紹介する。

1894年12月5日（陰暦11月9日）、金允植外務大臣はブラウン総税務司に仁川税関の業務時間の延長について照会文を送った。日本公使からの書簡によると、税関の業務時間は午前10時から午後4時までだが、昼休みを除いて4時間程度である。日本の商人が仁川に多く来ていて港に入る貨物も増加している。日本商人が税関での滞貨を理由に税関の業務時間を延長してほしいと告げてきたのである³¹。

この要求に対して、12月13日（陰暦11月17日）にブラウンは税関の業務時間を延長する必要ないと答えた。ブラウンは、商人らが税関に来て、商品が滞ることに関して告げたことはまずないと返信した。また、税関の業務時間は約章を調べて定めた章程によって決められたものであり、日本の貨物が3~4か月前と比べて多くなっているものの、章程に照らして処理する仕事に遅延の弊害はなかった。遅延するのは商人たちが自ら遅延させるためなのであって、弊害は商人にあり、税関の過失ではないと言いつけたのである³²。これにより金允植は井上公使宛に仁川の税関業務時間の延長は不要であると返信した³³。

以上のように、朝鮮側の税関をめぐる対日外交では清国海関との関係をめぐり日本公使からの指摘を受けて、従来の慣行を変化させた場合もあれば、日本側の税関業務の時間延長要求については、総税務司の調査内容に基づき、反駁している様子も見える。清からの分離に関しては、外務衙門の説明では、ブラウン総税務司は朝鮮政府の度支衙門に雇聘されており、清国の海関とは関連がなくなっているため、従来の慣例である、貿易冊を清国に伝達することは廃止すべきだ、という内容だった。日本からの圧力だけで慣例を廃止したわけではなかったことが窺える。

6. おわりに

これまで見てきたとおり、甲午改革期の朝鮮政府は日本からの圧力がかけられているなかで、外務に関しては、明確な基準・原則に基づいてことを処理していたことがわかった。このような外交面における考察は、これまでの先行研究ではほとんど検討されてこなかったものであり、甲午改革の前期における朝鮮の対日外交の一端を示したことは本論文の成果と言えよう。本論文で明らかになった様相をまとめると以下の通りである。

まず、日朝両国の人民間の衝突について、東学農民軍でない限り、日本軍による農民の被害に対しては抗議し、農民たちが軍需物資を供出させられた場合は、税金の控除などを積極的に実施した。日本の軍需品提供問題のように逃げられない局面でも巧みに主張を通すなど、決して無力というわけではなかったことも同時に確認できた。次に、従来清国と密接な関係にあった税関運営の面においても、合理的な基準に基づき処理していく姿が見て取れるのである。「中国カード」を駆使できなくなり、清との関係断絶を迫ってくる日本側に対して、清との条約がすべて破棄された当時の状況下で、落ち着いて対応する姿勢を見せている。最後に、外国人顧問官の雇用問題からは、欧米勢力の発言権に依拠するなど、「中国カード」を使用してきた朝鮮外交に別の顔が見られることも指摘したい。日清戦争の進展とともに「中国カード」の有効期限が切れかかったこのタイミングにおいて、従来の枠組みに必ずしも拠らない柔軟性を発揮していると言えよう。

ただし、日本側からの圧力は強く、東アジアの状況もさらに急変し続けていた。朝鮮にとっては「中国カード」が使用不可能になったことで新たな拠り所としてロシアに注目していくことになる。詳細は別稿に譲りたい。

註

*この論文は JSPS 科研費 JP21K13249 の助成を受けた研究成果の一部である。

¹柳永益『甲午更張研究』（一潮閣、1990年）、森山茂徳『近代日韓関係史研究』（東京大学出版会、1987年）・『日韓併合』（吉川弘文館、1992年）、朱鎮五「甲午改革의 새로운 理解」（『歴史批評』1994年8월호）、王賢鐘『韓国近代国家의 形成과 甲午改革』（역사비평사、2003年）

² 김성배（金聖培）「甲午改革期 朝鮮의 国家・自主概念의 变化：金允植을 中心으로」（『아시아리뷰』제4권제2호、2015年）、趙景達「金允植における民衆觀の相克」『朝鮮の近代思想』（有志舎、2019年）

³ 김연희「日本の 電信事業 主導權 占有試図와 対応:1894~1896년」『電信으로 이어진 大韓帝国, 成功과 挫折의 歴史』（혜안、2018年）

⁴ 森万佑子『朝鮮外交の近代』（名古屋大学出版会、2017年）

⁵ 『高宗実録』高宗 31(1894)年 6月 28日より。原文は以下の通りである。

外務衙門：一，外務衙門，掌交渉通商事務，監督公使領事等官。一，大臣一員，協辦一員，參

- 議五員、主事二十員。分設各局如左。一、總務局、掌未及設置之各局庶務。參議一員、主事二員、兼祕書官。一、交渉局、掌外交事務、兼審査萬國公法、私法。參議一員、主事四員。一、通商局、掌通商航海事務。參議一員、主事二員。一、繙譯局、掌繙譯外國公文公牘。參議一員、主事四員。一、記録局、掌保管條約書兼保存外交文書。參議一員、繙譯局長兼之。主事六員。一、會計局、掌本衙門出納財簿。參議一員、主事二員。
- 6 1894年6月28日付陸奥外務大臣より朝鮮国駐劄大島公使宛、機密送第二六号「朝鮮国内政改革に関する訓令」『日本外交文書』27-1、579頁。史料の引用に際して、和文の場合、仮名は平仮名に、漢字は現用漢字に改め、適宜句読点を付した。漢文の場合は、句読点は原文に従った。
- 7 同上。
- 8 1894年7月18日付朝鮮国州冊大島公使より無図外務大臣宛機密一三〇号「鉄道電線の建架及新開港の要求困難の件」『日本外交文書』27-1、611頁。
- 9 『大韓帝国官報』によると、最初の外務衙門の參議と主事は以下の通りである。
參議：金夏英、李鶴圭、陸鍾允、權在衡、金容元。
主事：洪禹觀、丁大有、秦尚彦、趙性協、李康夏、安吉壽、崔名煥、姜華錫、李啓弼、玄采、申泰茂、卞鼎相、玄映運、印東植、李容教、張起淵、朴琦桓、楊〔ママ。朴〕琮烈、高義敬。
- 10 高宗31年10月18日付「外務衙門來移」『各司謄録』中『公文編案』1（『史料高宗時代史』）
- 11 明治二十七年十月二日付大島公使より陸奥外務大臣宛機密第一九二号本一一五「朝鮮税関雇外国人并其他政府雇外国人処分案に付上申」（『駐韓日本公使館記録』5巻）
- 12 同上史料の別紙甲号。
- 13 ブラウンは1835年11月、アイルランドのダブリンに生まれた。Queen's University Belfast と Trinity College Dublin を卒業し弁護士となり、1889年、ダブリン大学で法学博士号を取得した。1861～1872年、駐清イギリス公使館の書記官として勤務し、1873年4月、貿易関連弁護士として清国海関に入り、1874年には広東の税務司となった。1893年8月、中国総税務司ロバート・ハートの推薦により朝鮮の総税務司に任命され、モーガン（F.A. Morgan）の後任として10月に赴任。1894年以降は度支衙門の顧問を兼職した。1905年、韓国総税務司を辞任し、1913年にロンドン駐在中国領事館の顧問に任命された。1926年、ロンドンで死亡（金賢淑「韓国近代西洋人顧問官研究（1882-1904）」（梨花女子大学校史学科博士論文、1999年）による）。
- 14 明治二十七年十月十一日付陸奥外務大臣より大島公使宛機密送第七三号「朝鮮政府雇外国人処分方の件」（『駐韓日本公使館記録』2巻）
- 15 明治27年10月29日付朝鮮国駐劄井上公使より陸奥宗光外務大臣宛「英国外交事務官「ヒリヤー」との談話報告の件」（『日本外交文書』27-2）、24～25頁。下線は引用者。
- 16 高宗31年8月7日（1894年9月6日）『旧韓国外交文書（英案1）』、559頁。
- 17 高宗31年8月25日（1894年9月24日）『旧韓国外交文書（英案1）』、563頁。
- 18 原文は次の通り。「外務大臣金、爲關飭事。照得、我國三港海關洋員、向由中國派到者、現歸我國。自行延用、至貴總稅務司。現由本衙門及度支衙門聘用、補授斯缺。惟從前管理各港事務、及選派洋員等、分掌各港職務、均無庸變改、一切照舊辦事爲要。合行關飭、仰貴總稅務司、查照、仍舊率職可也。須至關者。」（高宗31年9月26日付金允植外務大臣よりブラウン総稅務司宛關飭『各司謄録』中『総関公文』8（『史料高宗時代史』18）。下線は引用者による）。
- 19 明治二十七年十月一日付大島公使より陸奥外務大臣宛機密第一九三号本一一六「政事顧問官招聘の件」（『駐韓日本公使館記録』5巻）
- 20 明治二十七年九月二十一日付大島公使より陸奥外務大臣宛機密第一八七号本一一〇「政事顧問官雇入に付各国使臣連帶故障の件」（『駐韓日本公使館記録』5巻）にも同様の内容が書かれている。
- 21 1895年5月19日付井上公使より陸奥外務大臣宛電報「朝鮮の政情報告の件」『日本外交文書』第11号（2024年3月）

書』28-1、420～422頁。

22 グレートハウスは1846年9月、米国のケンタッキー州に生まれ、1870年にはサンフランシスコへと移住し、法律事務所を構えた。1886年、駐横浜総領事に任命され、4年間在任した。1890年に朝鮮政府の法律顧問官となり、以後6年間朝鮮政府の法律および外交顧問として従事した。とくに、1895年に起きた閔妃殺害事件の裁判に関わったことは功績として評価されている。1899年10月、ソウルで病死し、楊花津外国人宣教師霊園に安置された（『The Dictionary of American Biography』による）。

23 英語電信は以下の通り。「Coreans are smart enough to see that as soon as peace has been declared Japan alone cannot have free play, if interfere with and give pressure on either party they will surely look for help to foreign representatives.」（同上史料、421頁）

24 金聖培『儒教的思维와 近代国際政事の 想像力』（창비、2009年）、59頁。

25 金賢淑「韓国近代西洋人顧問官研究（1882-1904）」（梨花女子大学校史学科博士論文、1999年）、189～195頁。

26 前掲「朝鮮税関雇外国人并其他政府雇外国人処分案に付上申」（『駐韓日本公使館記録』5巻）

27 前掲「朝鮮政府雇外国人処分方の件」（『駐韓日本公使館記録』2巻）

28 高宗31年12月19日付『旧韓国外交文書（日案3）』、194頁。

29 高宗31年12月20日・12月21日付金允植外務大臣より柏総税務司宛関飭『総関公文』8（『史料高宗時代史』18）

30 原文は次の通り。「査三関之通商貿易数目、毎季決算一次、并於每一年終、総計数目情形、彙訂成冊、均係以英文訳漢文、各刊印之、向皆由上海造冊処、代為刊印、而徧與各国官商閱看、於以咸知朝鮮之通商貿易情形而已、朝鮮税関向係自主、而自操其税権、并無隸属他国之形迹、即不能有所謂呈報之事」（高宗32年1月8日『旧韓国外交文書（日案3）』、199～200頁）。

31 高宗31年11月9日付金允植外務大臣より柏総税務司宛関飭『各司謄録』中『総関公文』8（『史料高宗時代史』18）

32 高宗31年11月17日付柏総税務司より金允植外務大臣宛返信『各司謄録』中『総関公文』8（『史料高宗時代史』18）

33 高宗31年11月18日付金允植外務大臣より井上公使宛返信『旧韓国外交文書（日案3）』、178～179頁。この後、11月29日に井上公使は再度仁川税関の業務時間の延長要請をしてきたが（同史料、184頁）、それに対する金の返信は見当たらなかった。

参考文献

<刊行史料>

「韓国国史編纂委員会の韓国史データベース」（『各司謄録』『韓国近代史資料集成』『高宗実録』『史料高宗時代史』『駐韓日本公使館記録』『承政院日記』『統陰晴史』）

『旧韓国外交文書』（日案）（英案）

『旧韓国外交関係付属文書（統署日記）』

『大韓帝国官報』

『日本外交文書』

『독일의 교문서 한국편』

＜単行本・論文＞

- 李徳枝『朝鮮の対日外交戦略』（法政大学出版社、2016年）
- 糟谷憲一「甲午改革期以後の朝鮮における権力構造について」（『東洋史研究』70（1）、2011年）
- 趙景達「金允植における民衆觀の相克」『朝鮮の近代思想』（有志舎、2019年）
- 森万佑子『朝鮮外交の近代』（名古屋大学出版会、2017年）
- 森山茂徳『近代日韓関係史研究』（東京大学出版会、1987年）
- 『日韓併合』（吉川弘文館、1992年）
- 金聖培『儒教的思维와 近代國際政事の 想像力』（창비、2009年）
- 김성배（金聖培）「甲午改革期 朝鮮의 國家・自主概念의 變化:金允植을 中心으로」
（『아시아리뷰』제 4 권 제 2 호、2015年）
- 김연희「日本の 電信事業 主導權 占有試図와 対応:1894~1896 년」『電信으로 이어진 大韓帝國, 成功과 挫折의 歷史』（혜안、2018年）
- 金賢淑「韓国近代西洋人顧問官研究（1882-1904）」（梨花女子大学校史学科博士論文、1999年）
- 김현철「제 4 장 中日戰爭期 朝鮮의 外交政策과 韓日關係」강성학 편저『龍과 사무라이의 決闘— 中日戰爭의 國際政治와 軍事戰略』（리북、2006年）
- 柳永益『甲午更張研究』（一潮閣、1990年）
- 주진오（朱鎭五）「甲午改革의 새로운 理解」（『歷史批評』1994年 8월호）
- 왕현중（王賢鐘）『韓國近代國家의 形成과 甲午改革』（역사비평사、2003年）
- 천수진「甲午改革以降 官吏登用方式의 變化와 官吏採用의 實態:外務部署를 中心으로」
（『역사연구』46호、2023年）